

さんきょうリフォームローン

令和8年4月1日現在適用中

1. 商品名	さんきょうリフォームローン
2. ご利用いただける方	<p>ご利用いただける方は、次のすべての条件に該当する方とします。</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ②(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ③申込時年齢が満20歳以上である方 ④安定継続した収入がある方 ⑤日本国籍を有する方もしくは永住者もしくは特別永住者で、行為能力者である方 ⑥信用上問題がない方(※) ⑦意思無能力者に該当しない方 ⑧反社会的勢力に該当しない方</p> <p>※次の事実が判明している方は、対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮差押もしくは差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始の申立があった方 ・租税公課を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・支払いを停止した方 ・手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・延滞債務のある方 ・著しく信用を失墜した方
3. 対象となるお使いみち	<p>申込人が居住(居住予定を含む)し、申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>①リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>※工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等</p> <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>③申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>④リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(①と合わせた申込みで100万円以内)</p> <p>【対象となる建物の条件】</p> <p>申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの</p> <p>※次のものは各種(仮)登記から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権

4. ご融資金額	1,000万円以内（1万円単位）
5. ご利用期間	3か月以上15年以内
6. ご融資方法	証書貸付
7. ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内） ※ご融資金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可
8. 保証人、担保	（一社）しんきん保証基金が保証するため不要
9. 保証料	（一社）しんきん保証基金所定の保証料（年0.54%）を毎月のご返済時にお支払いいただきます。なお保証料は毎月のご返済金に含まれます。
10. お支払い方法	工事契約先等に振込 ※融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込しなくても可（当庫の判断によります） ※支払済資金は除きます。
11. 必要書類	（一社）しんきん保証基金の共通保証基準書類と下記書類 ・対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの）※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可 ・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 ・支払済資金の場合は、領収書、通帳等
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置：本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間9：00～17：00）にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置：東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所（03-3517-5825）、受付時間9：00～17：00）にお申し出下さい。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

<p>14. その他</p>	<p>【リフォームの例】 子供部屋増築、システムキッチン設置、浴室ユニット取替、給湯ユニット取替、太陽光発電システム設置、冷暖房システム導入、浄化槽設置、畳交換、クロス張替、フローリング張替、高齢者用設備設置、外壁塗装、車庫設置、電気自動車用充放電設備設置、物置設置、門扉設置、造園工事、瓦ふき替え、給排水工事、トイレ改修工事等</p> <p>【借地上の建物(定期借地上の建物を含む)の取扱い】 対象物件が借地上の建物(定期借地上の建物を含む)の場合でも、取扱い可能です。 なお融資期間は、賃貸借契約の残存期間にかかわらず、前記5の期間で取扱い可能です。</p> <p>【保留地上の建物の取扱い】 対象物件が保留地上の建物の場合でも、お取扱いは可能です。</p> <p>【店舗併用住宅・賃貸併用住宅の取扱い】 対象物件が店舗併用住宅・賃貸併用住宅の場合でも、居宅部分にかかるものであれば、取扱い可能です。</p> <p>【保証対象とならないもの】 次のいずれかに該当するものは、取扱いの対象外 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親(配偶者の親を含む)、子</p> <p>【団体信用生命保険の付保】 本商品は住宅ローンの借換え資金も資金用途としておりますが、団体信用生命保険の付保を保証条件としておりません。</p>
----------------	--